

掛川市規則第13号

掛川市財産管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市財産管理規則の一部を改正する規則

掛川市財産管理規則（平成17年掛川市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第16条第1項」を「第3条」に改める。

様式第12号（裏面）中「年7.3パーセントの」を「掛川市税外収入金の延滞金に関する条例（平成26年掛川市条例第2号）の規定に準じた」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。